

◆農振除外の6要件について◆ (R5.04)

(農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第28号)

〈1号要件〉

変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地以外に代替する土地がないと認められること。(必要性・代替性)

- ① 除外予定地が、その除外理由である事業または居住等の目的からみて必要最小限の面積であるか。(規模妥当性)
- ② 必要な他法令の許認可等がなされる見込みがあるか。
- ③ 除外後直ちに農用地以外等に利用する緊急性があるか。(緊急性)
- ④ 農用地区域外の土地について選定検討したが、選定できない明確な理由があるか。
- ⑤ 自己所有のすべてについて検討したか。新たな土地取得は不可能か。
- ⑥ 農振整備計画の達成に支障がないか。

〈2号要件〉

農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

- ⑦ 地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成に支障が生じないか。
- ⑧ 地域計画区域内の土地において農業を担う者が特定又は農業を担う者の確保が見込まれる場合、その者に係る計画区域内の土地を農用地等以外の用途に供しないか。
- ⑨ 地域計画に定められた農業を営む者に対する農用地の集積・集約化の目標の達成に支障が生じないか。

〈3号要件〉

農用地の集団化・農作業の効率化そのほか土地利用上の効率・総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

- ⑩ 農用地を細断することのない農用地区域の周辺部または集落介在か。
- ⑪ 効率的な農作業を行うために必要な農地の連担性に影響はないか。
- ⑫ 除外が土地利用のスプロール化、混在化を招くことがないか。
- ⑬ 日照・通風および雨水・汚水等の放流により農業への影響が生じないか。

〈4号要件〉

効率的・安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。

- ⑭ 農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れはないか。

〈5号要件〉

農用地等の保全又は利用上必要な施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

- ⑮ ため池、防風林、かんがい排水施設、農道等の機能に支障を及ぼすおそれがないか。

〈6号要件〉

土地基盤整備事業が完了した年度の翌年度から起算して、8年が経過していること。

- ⑯ 事業完了から8年が経過しているか。